

興行場法の権限移譲（平成28年4月1日現在）

◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①興行場の経営許可	興行場の設置場所や構造設備の基準等の適合状況を検査し、経営を許可すること。	興行場法（以下、単に「法」という。）第2条1項
②営業者の地位承継届受理	相続、合併又は分割により営業を承継した営業者の地位承継届を受理すること。	法第2条の2第2項
③営業者からの報告の聴取、立入、検査等	営業関係者から報告を求めること。 法に規定する衛生等措置の実施状況について自治体職員に立ち入りや検査をさせること。	法第5条1項
④経営許可取消、営業停止命令	構造設備が基準に適合しなくなったときや法違反があった際、営業者に対して許可取消や営業停止命令を行うこと。	法第6条
⑤構造設備等変更・営業停止・廃止の届出受理	営業者から構造設備等の変更、営業停止・廃止の際の届出を受理すること。	興行場法施行条例第6条2項

◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年 度	市 町 村	担 当 課（電話番号）
17	能代市	環境衛生課(0185-89-2174)
19	大館市	健康課(0186-42-9055)
〃	大仙市	環境交通安全課(0187-63-1111内229)
20	北秋田市	生活課(0186-62-1110)
〃	羽後町	生活環境課(0183-62-2111内131)
21	横手市	生活環境課(0182-35-2184)
22	東成瀬村	民生課(0182-47-3403)
23	八峰町	総務課(0185-76-4601)
〃	美郷町	住民生活課(0187-84-4903)
24	仙北市	市民生活課(0187-43-3308)
〃	三種町	町民生活課(0185-85-4824)
〃	男鹿市	生活環境課(0185-24-9114)
25	潟上市	市民課(018-853-5370)
27	藤里町	生活環境課(0185-79-2115)
28	湯沢市	くらしの相談課(0183-55-8072)

(参考)

○興行場法の関係条文

移譲対象事務

①関係

第2条 業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

②関係

第2条の2 興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）について相続、合併又は分割（当該興行場営業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③関係

第5条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、興行場に立ち入り、第3条第1項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

④関係

第6条 都道府県知事は、興行場の構造設備が第2条第2項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなつたとき、又は営業者が第3条第1項の規定に違反したときは、第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第3条 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

⑤関係

条例第6条 法第2条第1項の規定により興行場の経営の許可を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならない。

2 興行場営業を営む者は、興行場について構造設備その他規則で定める事項を変更したとき又は営業を停止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。